

令和8年1月19日

大垣交通圏タクシー準特定地域協議会長

第12回大垣交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について

標記につきまして、大垣交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第8条3項の規定(会長は協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。)に基づき、開催案内を公表します。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は、2月2日(月)までに、別紙参加申込書をFAXにて送付下さい。

記

1. 日 時 令和8年3月5日（木）9：30～11：30（予定）

2. 場 所 ソフトピアジャパンセンター11階 中会議室3
(大垣市加賀野4丁目1-7)

3. 議事等（予定）

- (1) 大垣交通圏タクシー準特定地域計画（更新）について
- (2) その他

【問い合わせ先】大垣交通圏タクシー準特定地域協議会

事務局 岐阜県タクシー協会 : 黒田
TEL: 058-279-3728
FAX: 058-279-3677

別紙

「大垣交通圏タクシー準特定地域協議会加入申込書」

【送信先】

構成員としての加入申込については、2月2日(月)までにFAXで送付下さいますようお願いいたします。

大垣交通圏タクシー準特定地域協議会
事務局 岐阜県タクシー協会 黒田 行き
TEL：058-279-3728
FAX：058-279-3677

- 大垣交通圏タクシー準特定地域協議会への加入を申し出します。
- 大垣交通圏タクシー準特定地域協議会への参加の有無

(・有 •無)

(ご本人)

機関・団体名等

住 所

(ふりがな)

役職・氏名

•

(記入者名)

所属・職名等

所属・役職名

氏 名

•

連絡先